

三木市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

三木市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨及び現状	3
2	目標	4
3	計画の期間	5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5	関連する取組及び今後のフォローアップ	8
6	参考資料	9

I 計画の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図ることにより、教育の質の向上及び持続可能な学校運営体制の構築を目的として策定するものである。

併せて、「第4期三木市教育振興基本計画」に基づき、教職員の働き方改革を推進し、勤務環境の改善及び健康の確保を通じて、教職員のウェルビーイングを高めるとともに、教育の質の維持・向上を図り、子どもたちの豊かな学びと成長の実現をめざす。

また、本計画は、これらを着実に推進するための具体的な施策及び取組を定めるものであり、学校、教育委員会、保護者及び地域が一体となって推進していく。

(2) 本市の状況及び課題

本市では、令和2年度に教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則及び三木市立学校園の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校園づくりに関する方針）を定め、教職員の働き方改革の推進に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	30時間10分	15.1%	1%
中学校	34時間35分	37.6%	3.5%

小・中学校の合計で見ても、時間外在校等時間が80時間を超える割合が1.9%、45時間を超える割合が22.8%と多くなっている。部活動指導や保護者対応などの業務の負担感が大きくなっており、教育活動に集中できる時間の確保が求められている。

これらのことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条の規定に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成をめざす目標は、以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員をゼロにする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は、令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。【13.5日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。【11.1%】
- ・ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を90以下とする。【89】
- ・ストレスチェックにおける「働きがいのある仕事だ」の回答で肯定的に回答する割合を80%以上とする。【89.5%】
- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・保護者や人の目の垣根隊等による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

・放課後については、人の目の垣根隊が行っている見回りに、夜間については、青少年補導委員が定期的に行っているパトロールに協力を得ることとし、学校における自主的な見回りは、原則として行わないこととする。

・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことの認識を共有する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

・学校と教育委員会が連携し、市の法務相談や播磨東教育事務所の法律相談等を利用しやすくなるよう、活用体制を整備する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

・スクール・サポート・スタッフや校務支援システムの機能等を活用することにより、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和9年12月末までに、平日・休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

⑬教師の業務であるが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することにより、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担の下、支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育指導補助員等の学校への派遣を継続する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- 勤務時間外の留守番応答電話の応答時間について、各校種の状況に応じた時間に適宜変更する（令和8年1月から、小学校は午後5時に変更）。
- 校長は、出退勤管理システムを活用し教職員の在校等時間を定期的に把握するとともに、長時間勤務がみられる場合は業務分担の見直し等の措置を講じる。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に、医師による面接指導を促す。
- 教職員が50人未満の学校も含め、教職員のストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対し取得を促進するよう促す。
- 学校における定時退勤日とノー会議デーを週1日以上、ノー部活デーを週2日以上（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）設定するよう推進する。
- 長期休業日等の期間中に3～5日間の学校閉庁日の設定を行う。
- 在宅勤務制度を試行的に令和8年度から実施し、正式導入について令和9年度中に検討を行う。

5 関連する取組及び今後のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校への聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、さまざまな機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 学校は、教職員の働き方改革の趣旨について、学校運営協議会や学校だより等を通じて保護者及び地域へ周知し、理解及び協力を得る。